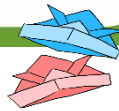


# UBC情報

発行： 2017年5月1日

No. 203

Selected Clients & Professionals Relationship



## ～河野会計事務所からのお知らせ～

### 住民税の特別徴収について

6月支給の給与から、平成29年度の個人住民税の特別徴収が行われます。

市町村から届く特別徴収税額決定通知書を確認後、賃金台帳に転記し、間違いのないように徴収しましょう。



## トピックス

### 4月から適用開始されている主な税制等



#### ◆中小企業経営強化税制の創設

投資促進税制の上乗せ措置を経営強化法の認定計画に基づく制度に改組し、器具備品・建物附属設備を追加します。対象設備を取得等した場合、即時償却又は税額控除が適用できます。29年4月以後開始事業年度から適用。

#### ◆所得拡大促進税制の拡充

従来（24年度からの給与等支給増加額の10%を税額控除）に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増加している場合、前年度からの給与等支給増加額分は22%の税額控除とします。29年4月以後開始事業年度から適用。

#### ◆固定資産税の特例措置の見直し

経営強化法の認定計画に基づき取得した一定の設備の固定資産税を3年間1/2に軽減する措置について、一定の工具、器具備品、建物附属設備等を対象設備に追加します（追加設備は最低賃金が全国平均以上の7都府県で業種が限定）。29年4月以後の取得について適用。

#### ◆医療費控除・セルフメディケーション税制に係る添付書類の見直し

医療費控除等の適用を受ける際、領収書の添付に代えて医療費等の明細書を確定申告書に添付します。29年分以後の確定申告に適用（31年分まで領収書の添付による申告も可能）。

#### ◆国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

国外に居住する日本人の被相続人等又は相続人等が10年以内に国内の住所を有していた場合は、国外財産も課税対象とします。また、短期滞在の外国人同士の相続等については、国外財産を課税対象外とします。29年4月以後の相続・贈与に適用。



## ☆知っておきたい

### 個人情報保護法の基本ルール

今年5月30日から改正個人情報保護法が全面施行されます。

#### ◆中小企業をはじめ全ての事業者が適用対象に

改正に伴い、同法の適用除外規定（取り扱う個人情報の数が5千人以下である事業者は適用除外）が廃止となり、個人情報をデータベース化して事業活動に利用している事業者は営利・非営利を問わず、適用対象となります（NPO法人、自治会等も該当）。

同法上の「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいい、例えば、氏名・生年月日、顔写真、マイナンバー、旅券番号、免許証番号などです。

#### ◆個人情報取扱事業者が守るべき基本的ルール

個人情報を取り扱う際に守るべき基本的なルールは以下の通りです。

◎取得・利用……個人情報の利用目的を具体的に特定し、個人情報を取得する際に利用目的を本人に通知又は公表します（取得状況から利用目的が明らかであれば通知等は不要）。また、取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用します。

◎保管……情報の漏えい等が生じないように安全管理を徹底し、従業者や委託先に適切な監督を行います。

◎提供……個人情報を第三者に提供する場合は原則、本人の同意が必要です（法令に基づく場合や、人命の保護に必要な場合などは除く）。また、第三者に提供した場合又は第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録し保存する必要があります。

◎開示請求への対応……本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等を行います。また、苦情を受けた時は、適切かつ迅速に対処します。

## ☆「臨時福祉給付金」は2年半分を一括支給

消費税率引上げによる影響緩和のため、低所得者の方を対象に実施される「臨時福祉給付金」の申請受付期間は、各市区町村によって異なりますが4月中には大部分で開始されます。

今回は、消費税率10%への引上げが延期となったことで、29年4月～31年9月までの2年半分（1人につき1万5千円）が一括支給されます。

対象は28年度分の住民税が課税されていない方（住民税が課税されている方の扶養親族等は対象外）となり、市区町村への申請が必要です。

## ☆振替納税についての証明書が必要な場合

国税を口座振替で納付した場合、従来は金融機関から領収証書が送付されていましたが、今年から領収証書の送付が取りやめとなりました。

振替納税を利用している方で書面による証明が必要な場合は、振替納税により国税を納付した事実の証明願兼証明書を所轄税務署に提出（郵送も可）することで、証明書が交付されます。

なお、e-Taxで申告所得税又は消費税を申告している方は、e-Taxホームページ上で振替納税結果を確認できます。

## 編集後記

ゴールデンウィークはいかがお過ごしでしょうか。事務所は連休が明けると、3月末決算法人の申告で確定申告期に次ぐ繁忙期となります。しっかりリフレッシュした後は、気持ちを切り替え仕事に励みたいと思います。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所  
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10  
TEL : 0836-33-6717 FAX : 0836-33-6753  
MAIL: info@ubc-net.com  
URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 203

発行：2017年  
5月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所

〒755-0036  
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753  
Mail:info@ubc-net.com  
URL:http://ubc-net.com

## トピックス

### 社福に対する税務や会計専門家の支援を促進 ～厚労省、小規模法人も経営力強化図る～

◆3月2日、厚労省社会・援護局の関係主管課長会議が全国の自治体担当者を集めて開催され、来年度予算に関連して4月から完全施行される改正社会福祉法に関する説明が行われました。

改正法の柱のひとつに社福の財務規律の向上を図ることが挙げられていますが、税理士や公認会計士などの専門家(以下「会計専門家」という。)を活用していくことが改めて示され、その拡充に向けて新たに予算を充てる方針も明らかになっています。

会計専門家を活用した支援策としては29年度予算案における対応として示され、具体的な内容は右の通りです。社福の経営力強化に向けて会計専門家による支援を促進させることとしており、いずれの支援策にも会計監査人設置の対象とならない小規模法人の支援を進めていくことが盛り込まれています。

会計専門家による支援を充実させることによって、所轄庁もその判断を役立て、指導監査の周期を延長させたり、監査事項の簡略化を行うことが期待され、会計専門家の意見がますます重要になることが予想されます。

指導監査の見直しについては、パブリックコメントのほか、小規模法人に対する会計専門家の支援の具体的な方法について税理士会や会計士協会との協議を経て、公表される予定です。



#### 《会計専門家による支援》

- 日常業務や決算業務など、社福の財務会計に係る内部統制向上を図る支援。
- 経理体制など財務会計に関する事務処理体制向上に対する支援。

#### 《29年度予算案における対応》

- 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化に向け、会計専門家による研修の開催。
- 社福への指導・監督を強化するため、所轄庁が専門家から助言を受けられるよう、地方交付税により措置。

(参考：厚労省HP)

## パブリックコメント結果を受けて続々通知等発出

### ～契約手続きや資金運用の通知が改正される～

◆4月1日、改正社会福祉法は完全施行されましたが、かねてよりこれに向けてパブリックコメントが実施されていた改正通知等について、パブリックコメントの結果と改正通知・事務連絡が発出され、また消費税申告に関するものも出されております。これらはすべて厚労省HP（「社会福祉法人制度改革」で検索してください。）に掲載されています。主な改正通知は下記の通りですのでご確認ください。

発出日	タイトル	通知番号等	内容等
H29.3.29	社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について	雇児発 0329 第6号 社援発 0329 第48号 老発 0329 第30号	○現況報告書様式と記載要領 ○社会福祉充実残額算定シート・財産目録と記載要領
H29.3.29	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	雇児総発 0329 第1号 社援基発 0329 第1号 障企発 0329 第1号 老高発 0329 第3号	○入札を要する額の範囲の緩和 ○会計監査人設置・未設置法人の取扱いの違いの整理 等
H29.3.29	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について	雇児発 0329 第5号 社援発 0329 第47号 老発 0329 第31号	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(H16.3.12/雇児発・社援発・老発 0312001号/局長通知)の改正
H29.3.29	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について	雇児福発 0329 第4号 社援基発 0329 第2号 障障発 0329 第1号 老高発 0329 第2号	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(H16.3.12/雇児発・社援発・老発 0312001号/課長通知)の改正
H29.4.6	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の一部改正について	府子本第 225号 雇児発 0406 第2号	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(H27.9.3/府子本第 254号・雇児発 0903 第6号)の改正
H29.4.6	「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」の一部改正について	府子本第 228号 雇児保発 0406 第1号	「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」(H27.9.3/府子本第 256号・雇児保発 0903 第2号)の改正
H29.3.29	租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について	事務連絡	特措法40条適用のための定款例に係る国税庁長官の回答
H29.3.29	社会福祉法人制度改革に伴う消費税の申告に関するQ&Aについて	事務連絡	平成29年4月1日以降の社会福祉法人の消費税申告時期

